

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たす必要があります。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

マスク常時 着用の奨励

☒ マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う

大声を 出さない ことの奨励

☒ 大声を出す者がいた場合等は、個別に注意等を行う

☒ ※1 スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する

手洗 手指消毒

☒ こまめな手洗を奨励する
アルコール等の手指消毒液を設置する

消毒の 徹底

☒ ※2 施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）をこまめに消毒する

換気 保湿

☒ ※3 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気を行う

・ 1時間に2回以上、1回に5分間以上
・ 室温が下がらない範囲で常時窓開け 等

☒ ※3 乾燥する場面では、湿度40%を目安に加湿する。

密集の回避

☒ 時間差入退場等により、入退場時の密集を回避する

☒ 人員の配置、導線の確保等の体制を構築し、休憩時間や待合場所での密集も回避する

☒ 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ収容人数を制限する

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

身体的距離 の確保

☐ ※4 大声を伴う可能性のある催物では隣席との身体的距離を確保する
・同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける

☐ ※4 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する

☒ 足型マークの設置、誘導員の配置、等により、混雑時でも密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）を確保する

飲食の制限

☐ ※5 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する

☐ ※5 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底する

☐ ※5 過度な飲酒の自粛呼びかけを行う

参加者の 制限

☐ ※6 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する
※発熱者・有症状者の入場は断る等のルールを開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

参加者の 把握

☒ 可能な限り事前予約制とし、あるいは入場時に連絡先を把握する

☒ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスを奨励する
・アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置を導入する
・携帯電話の利用を控える場面では、「電源及びBluetoothをONにした上でマナーモード」にすることを推奨する

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

演者・選手 等の 行動管理

☐※7 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控える

☐※7 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある催物については開催を見合わせる

☐※7 練習時等、催物開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する
・演者間の適切な距離確保、換気等の対策実施

催物 前後の 行動管理

☒ イベント前後の感染防止の注意喚起を行う
・直行・直帰の呼びかけ
・「5つの場面」の注意喚起
・業種別ガイドライン遵守店舗の利用呼びかけ等

☐※8 交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起を行う
・セカンドアクセスの呼びかけ、交通機関との連携による混雑回避の検討
・規模に応じた規制入退場の実施（開演時間の前倒し、規制退場等）の検討
・可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進等

ガイド ライン遵守 の旨の公表

☒ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する

感染防止策チェックリスト

STEP 3

徹底的な 感染防止

食事を伴わない場合で、収容率上限100%の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

マスク着用
大声を出さ
ないこと
の担保

☐ マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク着用率100%を担保する

☐ 担保のための確実な措置を講じる
・ 常時監視のための人員配置
・ デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング
等

感染防止策チェックリスト

STEP 4

映画館等の場合

映画館等（食事を伴うものの発声がない場合）で、収容率上限100%の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」「徹底的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です（事前相談不要の場合は記入不要です）。

※「発声がない」とは、イベント中の会話・発言、歓声等がない場合を指します。
映像に常時注目し、小声を出すことを含め、発声がマナー違反とされる映画上映と同様の条件が担保される必要があります。

食事時以外のマスク着用担保

☐ 催物前に食事以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知する

☐ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る

十分な換気

☐ 以下の基準を確保する

- ・二酸化炭素濃度1,000ppm以下かつ二酸化炭素濃度計等で当該基準を遵守していることが確認できる
- ・機械式換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されている（野外の場合は確認を要しない）

追加的な飲食対策措置

☐ 発声が想定される場面（休憩時・催物前後）の観客席等での飲食を禁止する

☐ 長時間の飲食が想定されうる場合には、マスクを外す場面をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努める

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

感染防止策チェックリスト

STEP 5

野外 フェス等 の場合

全国的・広域的なお祭り、花火大会、野外フェス等の場合には、「基本的な感染防止」に加え、下記の項目を満たす必要があります。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

追加的な 身体的距離 の確保措置



誘導員の配置等により、移動時の適切な身体的距離を確保する



・催物中の区画あたりの人数制限
・ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
等を行う

追加的な 密集の回避 措置



混雑状況のモニタリング・発信等を行う

感染防止策チェックリスト

STEP 6

チェック
項目を
満たさな
い場合

STEP 2～5の各チェック項目を満たさない場合には、
下記に、当該項目を満たさなくても感染防止対策上、
問題がないと考えられる事由をご記入ください。

例) 屋外のため、換気は不要と考える

チェック
項目を
満たさない
場合でも、

感染防止
対策上、
問題がない
と考える
事由

※ 1 大声を出さないことの奨励（スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する）：写真作品の鑑賞のため大声を伴う催物ではないことからチェックしておりません。

※ 2 消毒の徹底：トイレは施設管理者がいたします。

※ 3 換気保湿：夏季のため湿度40%以下になることを想定しないため、チェックしておりません。

※ 4 身体的距離の確保（大声を伴う可能性のある催物では臨席との身体的距離を確保する、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する）：写真作品の鑑賞のため大声を伴う催物ではなく、また演者はいないためチェックをしておりません。

※ 5 飲食の制限：飲食（飲酒を含む）の提供を行わないため、チェックしておりません。

※ 6 参加者の制限：チラシやWEB等にて新型コロナウイルス感染症対策として、風邪のような諸症状がある人は来場を控えるようアナウンス済みであり、入場時には検温を実施します。また、入場料無料のイベントのため、払い戻しの対応はいたしません。

※ 7 演者・選手等の行動管理：写真作品の展示のため演者・選手はいないためチェックをしておりません。

※ 8 催物前後の行動管理（交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起を行う）：観客数上限が最大45人のため、特に注意喚起は行わないためチェックしておりません。